

年金記録訂正請求に係る答申について

東海北陸地方年金記録訂正審議会
平成27年4月24日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

国民年金関係 0件

厚生年金保険関係 1件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 0件

国民年金関係 0件

厚生年金保険関係 0件

厚生局受付番号：東海北陸（受）第1500038号

厚生局事案番号：東海北陸（厚）第1500001号

第1 結論

請求者のA社B工場における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を昭和52年5月1日から昭和52年4月21日に訂正し、昭和52年4月の標準報酬月額を12万6,000円とすることが必要である。

昭和52年4月21日から同年5月1日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る昭和52年4月21日から同年5月1日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名：男
基礎年金番号：
生年月日：昭和29年生
住所：

2 請求内容の要旨

請求期間：昭和52年4月21日から同年5月1日まで

私は、A社に昭和49年9月に入社し、継続して現在も勤務している。転勤で異動はしたが、請求期間の記録が無いのはおかしいので、記録を訂正して、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された在籍証明書並びに回答、雇用保険の記録及びC健康保険組合の被保険者記録から判断すると、請求者が、請求期間においてA社に継続して勤務し（A社から同社B工場に異動）、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、異動日については、事業主は、上述の在籍証明書で、昭和52年4月1日に請求者の所属部署が変わっており、請求者は、請求期間において、A社B工場に異動していると陳述していることから、昭和52年4月21日とすることが妥当である。

さらに、請求期間の標準報酬月額については、請求者のA社B工場における昭和52年5月のオンライン記録から、12万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、昭和52年4月21日から同年5月1日までの期間について、

請求者の厚生年金保険被保険者資格取得届を社会保険事務所（当時）に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料については納付したか否かについては不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者資格の取得年月日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。